

平成18年度 第1回山梨県職業能力開発審議会 議事録

日時：平成18年5月9日（火） 午後1時30分～午後4時40分

場所：ホテル「談露館」1Fアンバー

< 次 第 >

- 1 開会
- 2 商工労働部長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議事
  - (1) 第8次山梨県職業能力開発計画（案）について
  - (2) その他
- 5 閉会

議事録

（議長）

議事に入らせていただきます。今回が、会議の最終となると思います。

議事に入ります前に、今回の人事異動によりまして、山梨労働局の田中委員に代わりまして、小松委員が、御就任されましたので、御紹介いたします。

始めに、第8次山梨県職業能力開発計画（案）について事務局から説明願います。

（高橋課長）

それでは、お配りされております資料、本来の説明に入る前に、私の方から資料1の説明をさせていただきますと思います。第8次山梨県職業能力開発計画の検討経緯についてでございます。この計画の根拠ですが、職業能力開発促進法第7条に基づいています。都道府県は、国の方で策定されることになる基本計画に基づいて、職業能力開発の基本となる計画を策定するとされております。また、その際に、本日お集まりの先生方に御出席していただく審議会で御意見を伺って策定するということになっています。なお、第8次の計画は、本年の18年度から平成22年度までの5年間をカバーするものになります。

まず、計画を作るにあたりまして、ニーズ調査というものを実施いたしました。これは、新しい計画を策定するにあたりまして、県民の職業能力開発に対する様々な意見を参考にする必要があるので、民間の機関に調査を委託しました。そこ（資料）に書いてありますように、各県内企業、或いは職業能力開発施設の修了生、求職者、訓練生、更には高等学校の先生、生徒、そして、日本版デュアルシステムに関する受け入れ等の意識調査も加えて実施をしています。当職業能力開発審議会につきましても審議会の根拠でございますが、職業能力開発促進法第91条に基づいて設定されているものです。加えて、山梨県の職業能力開発計画やその他の能力開発に

関する重要事業につきまして、その審議会の中で御審議いただくということになります。第8次計画については、もう既に、諮問をいたしまして答申のお願いしていますが、私どもといたしましては審議会の答申を踏まえた上で策定をするという段取りになっております。

先程申しました、諮問がどうなっているかということ、最初の欄に書いてあります、平成16年11月15日に諮問を伺っております。ニーズ調査の結果報告は、併せてその平成16年度の第2回の審議会の席でお話をしております。以降、状況について説明したいと思いますが、まずそれに先立ちまして、国の計画がどのようになっているかということについて、下の印の方から申し上げたいと思います。国の計画の審議状況についてですが、まず平成16年度に「職業能力開発に関する在り方の研究会」が開催されました。そして、その研究会は、翌年の5月に報告がなされました。そして、昨年7月末には、第11回の労働政策審議会の職業能力開発分科会が開催されまして、ここから以降9月、10月と分科会が開催されました。特に10月7日の第21回職業能力開発分科会では、先程、部長からお話がありましたように、今新しい法案が国会によって審議されようとしていますが、そういった法案の議論などもされまして、今日に至りました。そして、昨年度末の3月には、3回目の国の審議会が開催されましたが、ここでは主に包括的な議論と言うことで、取りまとめに向けた議論をされたと伺っています。3月29日に開催されました議論の中では、基本計画の構成につきましてはほぼ了解が得られたというような情報が寄せられています。私どももそういった国の動きを見ながら計画作りを進めておりまして、直近では3月24日に審議会が開かれていますが、その様子を見まして本日の審議会の開催となりました。私どもの会議は、平成17年6月14日に第7次計画の推進状況の報告をいたしました。そして、第8次計画についての意見交換をし、多くの皆様から意見をいただきました。そして、10月には、第8次計画の骨子案についての審議をしました。そして、最後になりますが、昨年度3月24日に第8次計画の素案を簡条書きにしたものを皆様にお示ししまして、御審議をいただきました。本日はこの素案の簡条書きの文面に従いまして、皆様方の所に御提案したいと思います。こんな計画で進めていきたいと思っております。それでは、どうぞよろしくお願い致します。

(小田切総括課長補佐)

それでは、課長の方からこれまでの経過の説明がございましたので、私の方からはまず3月24日に開催された審議会のその後の国の検討状況を説明したいと思います。事前に手元にお配りしてあります資料4が国の3月29日の分科会での議論を踏まえた、国の方では一応内容が固まっている案でございます。これの内容を説明させていただきまして、その次に資料3にある県の計画について、全体で修正があった部分、またその後、御意見によって修正した部分等、説明していきたいと思っております。

まず、資料4の国の計画についてですが、いよいよ計画らしくなってきました。「働く者を育てる環境の再構築」-職業キャリアの持続的発展のために-という副題がつきまして、第8次職業能力開発基本計画(案)という形になっています。内容は、ずっと通して検討したのですが、個々の言葉の修正などは若干あります。一番大きいのは、県の計画には特に出ていない部分なのですが、12ページの5の官民協力による「公」の形成という項目があります。これはどちらかといいますと精神的な基本的な考え方を述べています。少し読みたいと思っております。

「人口減少社会の到来により、企業が労働者に対し職業能力開発の充実を図ることは、企業内における生産性を向上させ、個々の労働者の職業キャリア形成を図ることとなるのみならず、我が国経済の活力を維持・向上させていくためにも、これまで以上に重要となっている。また、労働者が、その職業キャリア形成のために自発的に職業能力開発に取り組むことは、企業にとっても職業能力が高められた人材を確保することにつながるるとともに、豊かな社会の実現に向け貢献し得ることとなると考えられる。こうした観点から、改正職業能力開発促進法において、労働者の自発的な職業能力開発を支援するため事業主が講ずる措置として、勤務時間の短縮や再就職準備休暇の付与に関する配慮規定が追加されたこと等を踏まえ、企業において、労働者の自発的な職業能力開発を支援するための措置を講ずることが期待される。」この3段落が加わっております。いわゆる職業能力開発に係る企業の中の「公」としての役割ということが強調されている文章が加わっています。その他には、先程から出ております職業能力開発促進法の改正に関わって、新しい部分が出ていますが、概ね3月24日の審議会で事務局の方から御説明した内容と大きな変わりはありません。このような状況になっております。これについての事務的な詰めは大体、固まっており、今後は関連法案の審議待ちということになっております。

それでは、続いて国と県の計画の構成についてお話をしたいと思います。2枚綴りの資料2というのがあると思います。基本的には本県の計画は、国の基本計画に基づいて山梨県内における職業能力開発に関する事項を定めるということになっております。国の計画が左、右に県の計画が載っています。大きな構成は、両方とも四部構成、第一部総説、第二部職業開発をめぐる社会経済の変化、これにつきましても基本的には、1番、2番等は表現は違いますが、同じような形になっております。そして3番につきましても、職業能力開発計画の伝統で、産業別とか職業別の労働需給の状況というのが、第7次計画にも載っていたのですけれども、それを踏襲する形で県の計画に載せています。そして、様々な審議の中で、2007年問題というものは特に重要だということで、本県では、特だしにするような形で載せてあります。続いて、職業能力開発施策の実施目標ということで国が設定している部分に対して、県の方では計画の主要な課題ということでございます。基本的にはどういうことを目標としていくかの観点と、県の方ではこういう課題がある、こういう課題を踏まえて、今後こういう形でやっていきますよというのが第4部です。アプローチの仕方が違いますが、基本的な流れは一緒ではないかと考えています。そしてこの部分では、県の方では、我々の審議の中で、若者の職業能力開発の推進というのが大変重要視されていますので、県の方ではその部分がトップになっています。それから、産業を支える人材の育成という所が、国の方ではこれが色々な部分にかかってくるわけですが、1、2、3、4、そういうような部分にかかっています。どうしても県では、職業訓練施設を抱えているということもありまして、このような区分けになってしまいます。国の方でトップに載っている職業キャリア形成支援施策推進の視点というのを踏まえながら、5番目で職業キャリア形成を支援する取組の促進という形で載せています。先程も申し上げました官民協力による「公」の形成という部分が、県の計画の中でもそれなりに該当する部分は出てきますけれども、特だしとしての官民協力による「公」の形成という項目は、本県の計画には載せていません。

続いて、いよいよ職業能力開発の基本的施策、これは題名も一緒なのですが、県の方ではやはり課題の所にも出ていますように若年者の職業能力開発の推進というものをトップに据え

まして、公共職業訓練の充実、民間職業能力開発という形で上の課題に沿った形での具体的な施策展開をここに載せています。そして、2007年問題も踏まえ、ものづくりの問題も踏まえて、3番として現場力の強化と技能の継承・振興というものを設定しております。そして4番目に、各キャリアの段階での教育訓練機会の確保・提供に繋がるのですけれども、キャリア各段階に応じた支援ということで項目を設けてあります。そしてその中に、福祉から自立に向けた支援というところも一緒に加えてあります。最後に、大きな項目として出しているのが本県の特徴なのですけれども、パートタイム労働者等の職業能力開発についての環境整備というのを5番として載せています。これに対して、国の方では、まず、労働市場のインフラ整備という部分になります。このインフラ整備というのは、県の部分で言えば様々な職業能力開発機関における職業訓練等も含まれているわけなのですけれども、ここに職業キャリアの問題も併せて、職業キャリアの形成支援のための労働者のインフラの充実という形になっています。それから、そのキャリアの中で、パートタイム労働者等の職業能力開発の環境整備ということが、一方で謳われております。それから、現場力の強化と技能の継承・振興につきましては、掲載されている場所が違いますけれども、基本的には、ほぼ同一の内容で県の方にも盛り込まれています。主要な部分は、そのような形になりまして、後は国際化と職業能力開発、また、関連の施策機関との連携ということで、これにつきましては国、県、それぞれの立場での連携等が書かれています。重層的に関連機関が出てまいりますので、必ずしも一致するわけではないですが、一応関連する機関での連携がここに載せられています。最後に、政策評価、施策の周知・広報。これは、審議会の議題の中でもそういった様々なお話が出されています。項目は本文の方にも載っているのですけれども、大変重要な項目だと考えております。

最後に、山梨県の県計画では、推進目標というものを設けております。平成22年にこの推進目標を立てまして、それに至るまでの5ヶ年にそれなりの年次計画を立てて、進行管理をしていくという形になると思います。構成的にはそういうことで、結構いりくりはありますが、国の基本計画に沿って基本的な考え方を踏まえてこの計画は作られていると申し上げてよいと考えています。

これからいよいよ資料3に入りたいと思います。まず、資料3の方で順次郵送で送りましたときにも表紙の方に書いておきましたけれども、今回は素案ではなく、案という形の掲載をとりました。というのは、前回箇条書きであったものを文章として計画書の体裁を取ったつもりだからです。本文中にアンダーラインがあります。その部分には、前回の審議会での御意見と国の基本計画案を踏まえまして、事務局なりに直したものです。順次説明してまいりたいと思います。

それでは、1ページを御覧ください。職業キャリアにつきまして、3月24日の審議会の際にお配りしました計画の中では、職業キャリアの説明を「一定の職業に関する目標に沿って積み重ねられる職業経歴」という言い方をされています。今回、国の方で示されましたのは、「職業生活設計に即して行われる職業訓練、教育訓練や実務の経歴」ということで、従来のいわゆる職歴というものから職業訓練、教育訓練を含めたより大きな概念になっています。これは、国の計画にとっては、キーワードになるものと考えられますので、従来本県では「職業経歴」という言い方をとってきましてけれども、ここでは是非「職業キャリア」、そしてこの注意書きを加えての職業キャリアという用語を使うということを御了解願いたいと思います。これにつきましては、1

ページの下の方にも「個々人の職業キャリア」とありますが、従来は「職業経歴」と書かれていたものをそのように直しました。

6 ページを御覧になっていただきたいと思います。計画の主要な課題というところでございます。ここは、従来「フリーターやニート状態にある者」と書かれていたものをより正確を期すという形で、学校基本調査で出てくる「学卒未就職者」が、いわゆる学校卒業後、就職も進学もしない者、また、就職後の早期離職者が就職後3年以内に仕事を辞めるという人を指す「早期離職者」、このような人達は必ずしもフリーターやニートとは言えませんので、正確を期すために掲示するような形でここに載せることとします。それから、その下の2産業を支える人材の育成の所ですが、国の表現に沿って直したものです。従来、OJTにつきましては、3月24日の審議会の素案ですと、「通常業務に就きながら行われる教育訓練」という言い方をされています。国の基本計画の中では、「業務の遂行課程内において行う職業訓練」というような言い方に変わっています。これが良い表現なのか悪い表現なのかという議論もあるかと思いますが、国の方でそのような言い方をしていますので統一したいと思います。その次の職業キャリアも先程と同様なことです。更に次のページも同様です。次に8ページの所です。これは、国の方での文章の中で職業キャリアの形成を支援するという項目の中で、国の方では、準備期と発展期と円熟期と三段階に分けて、職業キャリアの形成をそれぞれの段階で必要な支援をするという考え方を取っています。県のこれまでの計画の中ではその部分が抜けていました。この段階で県の方の計画の中にも三段階の職業キャリアを設けて、それぞれの段階に分けて推進するというのを加える必要がありましたので、ここに10行ほど加えました。10ページの産業技術短期大学の所を御覧ください。アンダーラインが引いてあります、「幅広い訓練受講機会の在り方等について調査・検討する」。この部分は前回の審議会の萩原会長のいわゆる二部、夜間部の創設という御提案がありまして、そこまで具体的に踏み込んだ表現が困難なものですから、様々な需要を踏まえる中で調査・検討してできることから始めていきたいというニュアンスを込めまして、より幅広い受講生の確保ができるように対策をするという意味で、ここに書き加えさせていただいております。それから、下の方の「障害のある人」につきましては、田村委員の御意見で「障害を持つ」というのは用語的に正しくないのではないかという御指摘があり、課内で検討して、全て「障害のある人」というふうに修正した方が良いということになりまして、これは全部修正してあります。次のページもそのような形で「障害のある」という形になっています。12ページですが、国の方からの様々な事前の情報が多いのですが、なかなか法律が通りません。3番の現場力の強化と技能の継承・振興の所に、現在、日本で考案しております実践型人材養成システムがあります。これはどのようなものかという、「企業が主体となって教育機関における理論的な学習、企業における有期雇用の下で賃金を払いつつ行うOJTと組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を修得させる制度」ということで、このかっこ書きの定義は国で最新の定義ということでここに付け加えています。その下のアンダーラインの部分については、職業能力開発のための休暇付与の支援措置、この部分も国の法律関係がはっきりしませんので、これで確定した名前かどうか分かりませんが、現在ではこのような名前で記載することとします。その他は、14ページ以降、「職業キャリア」という言葉を使っているということがあります。それから、15ページ5のパートタイム労働者等の職業能力開発についての環境整備という項目があります。こ

れは、従来は所謂「非正社員」という形の方々だったのですが、国の計画でも「パートタイム労働者等」となっていますので、この項目の題名はこのように修正します。最後に、16ページになりますが、アンダーラインが引いてあります、「産業政策との連携による人材育成」が2カ所ほど出てまいります。これにつきましては公共機関の役割として、国の産業振興政策、県の産業振興政策等の連携というものが国の基本計画の方にも謳われていますし、県の方でも計画の最初の方に載っていますように、「創・甲斐プラン21」、また、産業振興計画と十分な連携をとってこの計画を進めるということになっていきますので、この文言を付け加えさせていただきました。先達での3月24日の審議会の議論を踏まえての修正、国の基本的な考え方、基本計画を踏まえての修正についての説明は以上になります。

もう一点あります。実は、3人の委員から計画についての意見が届いております。それぞれに返答できる部分は返答してあるのですが、このような御意見があったということとどのような対応をとったかということの説明させていただきたいと思っております。

まず、1人の委員から現場力の強化に向けた能力開発の取り組みへの支援ということで、御意見としては、「こういった助成金というものはここに書いてあるとおりだけれども、ある一部の企業しか知らないような気がする。もっとアピールしていった方が良いのではないか」ということです。これは、先程も申し上げましたけれども、広報は工夫しまして、事業者の方に周知されるように、もう少し具体的な対応策を考えながら対応していきたいと考えております。

それから、現場力の強化に向けた技能者の育成・確保という中で、今年度の新規事業でもある「やまなし匠の技伝承塾」があります。「山梨にしかできないものづくりというものがあると思うので、そういったものについても開くべきではないか」という御意見でした。これにつきましては、平成18年度の新規事業です。本県の基幹産業、機械電子工業に関連する主要な基盤技術ということで、今回は切削加工と金型製作を設定しました。これは、今後事業を推進していく中で、また別のコースの設定等の検討もしていきたいとは考えています。それから、「賞をとったら新聞に大きく載せたり、認知度の上がるようなことをしたら、若者も、ものづくりなどの技能の分野に来るのではないか」ということなのですが、これがなかなか決定打がないのですけれども、せっかく技能五輪や技能グランプリ、また、技能者の表彰等に係る広報もしていますので、尚一層強化して社会一般に技能尊重の機運を醸成してまいりたいと思っております。それから、技能者の評価の推進ということで、「折角一級を持っていても会社の待遇があまり変わらないので、もう少しそれなりの待遇をしてもらえれば技術を修得しようとして若者が頑張るのではないか」という御意見です。これにつきましては、技能検定合格者に対する具体的な支援については、法律による規定の整備を待つしかないというのが現状なのですが、先程申しました3番と同様に、県で広報等をできる限りするという事で技能を尊重する機運の醸成をしていきたいと考えております。

それから、もう1人の委員からの御意見は、「『障害を持つ』という表現は適当ではないので『障害のある』という表現が適当ではないか」ということですが、これにつきましては、計画書の方は全部修正を加えました。もう一つは、「いわゆる時代をリードする新たな産業の創出というのは6分野で並列されているのですけれども、並列されている6分野というのは、それぞれに内容も大きく違いますし、一概に人材の供給に悩んでいるのかどうかも疑問です。山梨版としては、

並列列記せず融資を予定している企業や新展開予定の産業について特定した方が良いのではないか」という御意見なのですが、今回の計画というのは先程申し上げましたように、平成16年2月に県の方で策定されました長期総合計画「創・甲斐プラン21」等を踏まえまして、一応6分野、山梨県では、今後10年間このようなことについて振興を図っていこうとの考え方でその6分野が制定されています。それを全部というわけではありませんが、そのような分野を念頭においてその人材の育成をやっていきたいということでの記述ですので、是非、御理解いただけたらと考えております。

最後に、今日、他の委員から届きましたものについてです。「団塊の世代の大量退職者と技能・技術の伝承ということについて、長年のメンバーによる熟練技能者や大手企業の高度技能・技術保有者が退職されますが、これら技能者を保有技能の技術別に申請登録し、キャリアコンサルティングの講師や公共職業訓練校の指導者として活用することは考えられないか。これらの人々の保有するものをシステムとして活かし、また継承されていくことを御検討願いたい。」ということです。団塊の世代の技能者・技術者については、今後どのようにせっかく持っている技術・技能を本県の産業振興等に活かしていくかということで、労政雇用課もそうですし、工業振興課もそうですが、職業能力開発課でやっている「匠の技伝承塾」等の取組もやっています、新事業としてそのような技能をなんとか継承しようじゃないかとして取り組んでいるところです。また、一方で国の段階でも高度熟練技能者の認定登録活用制度というものが中央職業能力開発協会において取り組んでいます、本県でもこれに認定されている方は現在28名程います。講師とか企業への派遣ということもされています。新しい取組としましては、今年度、愛知県において熟練技能士活用促進事業、いわゆる人材バンクとして登録をして企業への活用をするという取組を考えているそうなので、今後、このような面も勉強しまして県の事業として取り込めるか検討していきたいと考えております。例えば、やまなし産業支援機構とは同じ商工労働関係ですので、連携をとる形でやっていけたらと考えております。

それから、あともう一点ありまして、「現在、峡南地方では、増穂商業高校、峡南高校統合が議論されていますが、現在の時代は工業高校、商業高校などの専門高校を重視するべきだと考えています。その課程を卒業した生徒達が将来の人生設計のためそれに繋がる専門課程、更に上級の学校に進学できるような道を開くことが求められていると思います。専門校としての内容を再考し、時代に相応しいカリキュラムとして、県から多くの生徒が集まる専門校、または短期大学を誕生させて欲しいと思っております。この峡南地方には、優れた高等教育機関が是非とも必要だと考えております。」ということです。県の現在の段階でお答えできるのは、実は、峡南高等技術専門校につきましては、建築科は中卒者を対象としていたのですが、実際は、大分中卒者の希望が減っており活性化を図らなければならないということで、建築科については改変を考えております。これは、アンケート調査を取ったりする中で、建築科の充実を図っていきたいと考えております。当面は、人気の高い2年制の自動車整備科、そして建築科を柱に専門校としての充実を図っていきたいと考えております。短大校は県内に既に一つありますので、もう一つ創るのは事実上なかなか難しいということがあります。そのようなことも含めまして、企業や地域のニーズを把握する中で、訓練校全体としての見直し等も将来的な課題として取り組んでまいりたいと思います。私の方でお話してしまいましたけれども、3月24日から寄せられた様々な意見

やその後の国の動きからの修正について説明させていただきました。

(議長)

事務局から説明がありました。委員の皆様には、御質問、御意見をお願いします。まず、わかりにくいところの御質問を受け、その後、御意見をいただきたいと思います。整理した最終案だと思いますが、私の方は、こういうをつくる本人はわかっているが、わかりにくいのは正直なところであります。5年間といいます、山梨県で実施していくうえで、以前言ったかもしれませんが目玉は一体何なのかわかりにくい。光るものが欲しいと聞いていたが、ここが違うというところがありましたら説明していただければと思います。

(高橋課長)

私の方から詳細にわたって、若年者の件についてから説明させていただきます。

ひとつは、説明の中にありました第4部の基本的な施策の第1に位置づけております若年者の職業能力開発の推進ということでもあります。

これが一つの大きな目玉であります。この背景には我が県の産業構造をみた時に、2007年問題において、若い人たちを育てていかないとですね、あるいは、力になる人たちの労働力を育てていかないと大きなマイナスになり、産業が停滞することが一番危惧されるということが、本県の大きい特色であると思われま。

そして、あわせて先ほど、委員さんがお話になりましたように、企業には、大変熟練した多数の技能者がおられるわけです。そういう人材を60の定年で終わらせたらもったいない、もっと有効に使えないかというのは、本県の人口がピークを超えておりまして、そういったかたちでやらないと少子化に対応できない。

こういったことでニートだとかフリーターの皆さんはまずはしっかり教育ということにあるのではないかと思います。

そして60歳以降のみなさんの活用の問題です。これにつきましては、先程、委員が、口を酸っぱくして話しておりましたけど、そのことを扱うべきではないかと思います。

それからあとはですね、障害者の自立支援法が施行になり、それに先立ちましてモデル事業など取り込んでやっております。

平成18年に平成16、17、18年分が終わるわけではありますが、この法律ができた以上終わらせる手はないと思います。更に、充実拡大していきたいと思っております。

本県でもやはりこれを幸住条例等もごさいますし新しい山梨の障害者プランもごさいますのでこれをからめ、更に充実させていきたいということがテーマだと思っております。

その他母子の問題もありますし、大変離婚家庭が増え、あるいは、結婚しなくても、お子さんを設ける女性が増えている中で、女性の労働力も半分くらいいており、労働力率も50%位いておりまして大きな力となっております。この辺が、これではないかと私は考えます。

(議長)

委員の先生方、その他、御質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

職業能力のミスマッチということがございますけれども、今就職が好転しております、企業は今力を入れて、やっておりますけれども、就職はしたけれどもミスマッチによる早期離職者が増えたのでは、何にもならないと思う。ミスマッチをできるだけ少なくするような県の対策はどうなっているか、どのようなお考えか説明していただきたい。

(高橋課長)

求人、求職のニーズが合致しまして、マッチングするのでありますが、どちらかが欠けてもミスマッチが生じることであります。

雇用する方が、現実的には、なかなか社会的には強いわけでありまして、雇用する側と訓練生とのミスマッチが問題になるわけでありまして、これには私どもの方で緊急離職訓練を初め、障害者もそうでありますけど、そういった中で、いろいろやっているわけがありますけど、やはり一番は企業が、今何を求めているかというニーズをしっかりと把握することが一番重要ではないかと思えます。

一番の情報が集まりますところというのは、職安であったりあるいは、訓練生の集まる場所、こういったところから情報が入って来たりするわけがありますけど、それが正確に時代を反映するように、訓練コースが設定されているという、そういうことが一番大きなミスマッチを防ぐ要因ではないかと思われます。もう一つは、若年者、若い方たちの離職者が増えますと、雇用の問題ですが、職業に対する意識がまだ十分醸成されていないということがございますので、職業訓練の中におきましても、そういった部分にウエイトをかけた訓練内容をしてですね、離職を防ぐようなかたちの、つまり、キャリア形成に向かうような、そういうマインドをもってもらえるような訓練にしていくことが必要ではないかと私は個人的にそう思います。

(委員)

ここで述べることではないかもしれませんが、ミスマッチとかそういう関係というのはやはり就職したくても、正社員になれないという部分があるから、そういう実態にあるのかなと私自身強く思っている部分があります。20、30年前といたしますと、まあ30年前はわかりませんが、そういう時代はかなりの求人倍率がありまして高校を卒業してすぐに就職できるような状況にあるのと、現代はその部分に違いがあるということを感じております。ここで言っているのが職業能力開発という部分がありますので、直接係わる部分はないと思いますが、国の方が、そういう意味で、企業が、正社員をとれる環境を強く訴えていきたいと強く感じます。

やはり、派遣と会社に登録している方は、就職されているというカウントになっていると思えますけど、その点そういうかたちになります企業がちょっと景気が悪くなってしま

いますと、その方たちはそこに居られないというまあ、ミスマッチではなくって、違った現象が起きているのではないかというように感じております。

そういうことで、国で全体の求人を上げるためには、企業が抱えられる、ある程度の状況を構築していくことが一つの手段であると思います。いろんな計画を立てることに対してうまく繋がっていくのではないかと考えておりますのでよろしくお願いします。

(高橋課長)

委員の御意見と言うことで伺いますけれども、今、御審議いただいております計画の15ページのパートタイム労働者等の職業能力開発についての環境整備というのがありまして、まさに非正規社員が増加している状況にありまして、そういう方々にも社会保険を適用しようと、更に、もうちょっと適用要件を緩和しようという動きがある。

そういった処遇の問題、給与の問題がとても大きな問題でありまして、国全体の大きな労働施策の根幹をなすものだと思いますので、そういった意味では、2007年問題におきまして、本当に重要な問題でありますので政府の方でも取り組んでいるのではないかと私達の方でも期待しております。

職業意識を醸成していくということが、非常に若い方にとって大事だということがありまして、千円安い、1万円高い、2万円高いということで職業を転々と変えるということというのは、長い目で見ると、自分のOJTも身に付かない、いろんな問題が生じるものですので、そこでキャリアコンサルティングを受ける中で意識を高めていくことが大事だということで、15ページの最後の3行目に書いてありますように企業内外の非正社員の位置づけの明確化、企業内外のキャリアコンサルティングによる非社員を含めた相談援助等の取り組みを通じて企業への理解を示してもらい、県の方も支援しながら推進していただきたい。今お話ししましたように、重要なことと考えております。

(委員)

細かい点で質問なんですけど、8ページの一番最後の段落のところ、また、人材の二極分化が進む中であるのですが、ここでいう二極分化とはどういうことを想定されているのですか。

(高橋課長)

中核的な仕事については、研修などをして、企業なども力を注いでその職員のキャリア形成を図って行って、幹部職員にしたりということもあります。しかし、それは、少数に限られている、そしてそうでない方については、コスト、生産コストを下げるという意味合いから、安い労働力を使って、非正規社員なんかを使ってやっていくという、そういう2つの労働力にわかれてくるということが二極化というふうにとらえてよろしいのではないかと思います。

(委員)

6ページ及び9ページの若年者の職業能力開発の推進に対するということで、今も学校や職業訓練校の受け入れ等十分していただいているわけではありますが、職業高校では、例えば本校の場合なんか6割、そのまま就職する人が多いのでありますが、やはり県内の学べる施設が充実していると、余りお金をかけないで、さらにキャリアを積み重ねることができるということなど、是非そういう職業高校からの受け入れる体制だとか子どもたちが学び得たことを更に高められるようなカリキュラムがあればということもあり、普通高校の場合は、多方面にわたって進路を決定していくわけではありますが、職業高校の場合、学んできたことを活かせるようなこと、共通的な部分があるといいなと思います。

工業系だったら工業系に進めるような、農業系でしたら農業大学校もありますが、それらを含め、受け入れ部分を生徒たちに十分周知できることを、今もしていただけてますが、更に、この5ヵ年計画で、さらなる受け入れについても検討していただきたいと思います。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

初歩的なことでして、14ページの生徒・児童について学校等と連携して初等、中等教育段階から技能に触れ合う機会を提供するとありますが、こういった形のかあまりイメージがわいてこないで、どんなことを通して、実際に機会をもっていただくのかなということを感じたところであります。

その次のページにありますけど、難しい問題だと思いますが、職業訓練の機会を充実して、支援していく意味で、障害のある人への支援あるいは母子家庭への支援、職業手当の支給とか支援で大事なことだと思うが、要は訓練段階から問題になるのは、その後の最終的な目的として、その内容が、就職に活かされるような合理的な形としてコースを考えていただければ。訓練だけだと、その後の就職を考えた場合、その内容がどれ程活かせるのかなとの思いがあったので、活かされるコースなど、その辺のお考えをお願いしたい。

(高橋課長)

最初に、御質問のありました技能体験が、どのようなことをするかということでありますが、計画の13ページを御覧いただきたいと思いますが、(4)の技能の振興ということがありまして先生もこちらを御覧になって御質問されたのではないかと思います。技能に関する体験教室とか、あるいは、技能競技大会というものがあります。

これは、あくまでも技能をPRしまして、子供たちにこんなことをできるこんなすばらしいものを作れるということを感じてもらっていただくものでありまして、技能に関する体験教室をいうことであれば、技能まつりの中でのものづくり体験コーナーとか、そんなようなことをやっているわけがあります。あとは、技能士のみなさんがそれぞれ技を競いあう、そういう技能競技大会があるわけがあります。そこで、優れた作品をお作りにな

った方には、知事表彰をしているということであります。

更に、夏休みなどを使いまして、色んな体験を、職業訓練施設におきまして、高校生などを中心としましてやっている取り組みがあります。

今日は、産業短期大学校などそれぞれの校長さんなど見られていますので、振らせていただければと思います。最初に土屋部長からお願いします。

(産業技術短期大学校 土屋指導部長)

産業短期大学校の土屋でございます。よろしくお願いいたします。

小学生に対する体験教室ということで、10月の学園祭で学校を開放しまして、さまざまな実習施設を見学していただいたり学生が指導しまして、小学生に1日かけてものを作ってくださいという、例えば機械系であればキーホルダーとか、情報系であれば、ゲームソフトとか、電子系であればソーラーカーみたいなものを組み立てるとか、いろいろなものを作って、結果が出てその結果が良いものできて楽しかったという気持ちを植え付ける、また、ものを作ることの楽しさとかそういうことを目的としてやっております。

課長が、今話した夏休みに高等学校の生徒さんを対象にしまして、「ものづくり技能塾」ということで、高校の学習外単位認定と連携を取りまして、受けられた方に、単位認定というかたちで単位を取れます。また、システムのコンピューター整備ですとか、子供たちが興味をもつようなデータによりましてやはり、ものを作る楽しさ、ものづくりを体験したことを認識していただくような取り組みをしています。

(小田切総括課長補佐)

それから母子家庭の関係では、峡南技専が17年度にやっております、コース内容は、OAビジネスコースということでやっているわけですが、定員が10名のところに13名の応募がございまして入学者が10名修了者が7名、就職には最終的に18年の1月現在の古いデータで申し訳ありませんが就職された方が2名というかたちになっております。

需要と言いますか、職に就きたいという方が大変多くおりますので、研修そのものは、大変良い成績になっておりまして、最後の就職の段階での調整ということが伺えるかなというふうに考えています。ちなみに、今回4校につきましては、定員を15名拡大して実施するというところで考えております。

(委員)

就職できる方もいいんですけど、ミスマッチというようなところを本人の希望とうまく連携していけないこともあると思う。

働く意欲があって、訓練を積んで、それを活かしてというところが、さらに選べて、就職につけられるような後方支援に繋がるような、難しいことあるろうかと思いますが、可能な限り、就職率を高めていただけるように、是非ともお願いしたい。

(高橋課長)

障害者を対象とした委託訓練ですが、これも行われている訳ですが、モデル事業として就業支援センターの方で、販売実務のコースとして、平成16年度からスタートしている。販売実務コースは、非常に熱心な障害者のみなさんのとりくみもありまして、就職率も高いわけではありますが、問題は障害者の態様に応じた、多様な委託訓練を民間の教育機関等に前回お任せしたが、なかなか就職の関係の問題だとか御本人たちがどういった仕事をやりたいだとか、その訓練を受けまして、今どんな訓練の状況にあるだとか、客観的な把握がなかなかできませんものですから、大変厳しい就職状況に置かれていることは確かであります。

そういう中で私どもとしては、平成18年度新規事業といたしまして障害者就職支援コーディネーターの配置を、就業支援センターに行いまして、そしてあわせて都留の学校の方でもやっているわけですが、委託訓練の生徒を含めまして就職の面倒を見ていこうと今年度は続けて行くつもりであります。

なるべく多くの方が、一生懸命がんばって100%近い方が訓練を修了しているので短期訓練とはいえ、頑張っておりますのでそういった方々の就職が是非実現しますよう、コーディネーターを有効に使いまして就職につなげていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(委員)

自立支援というのは、難しいところがある。仕事で1ヵ月、5千円、1万円という収入のところがあり、自立して生活するには、公的支援が必要だろう。自立支援できる施設を作るといった支援についても考えていると思うが、更に施設の充実を考えて欲しい。

自立を目指す支援として、施設の送迎用のバスとか事業を展開する上で、物を作るとか色々あるが、作業所への金銭的な援助などの話しはどうか。

(横森商工労働部長)

作業所などで障害がある方がものをつくりますが、その販売する方法はあまりない。北口の福祉プラザを中心にして販売しているが、なかなか販売に結びつかないところがありまして、今年から授産施設等でつくられたパンや嗜好品とかを商工会と連携をとりまして、道の駅等で販売するところが18カ所くらいあります。

販売しやすいところを選んで、授産施設できあがったものを商工会の専門家からのコーディネートを受けながらやっていき、そこで収益のあったものをその方々に返していこうと今年度は考えております。

(委員)

パンの販売については、好評でありますので、みなさん利用して欲しいと思っております。

一つ気になる点で、国の方には入っていて県の方にもあるかと思うが、資料4の19ページ上の方にある若者の部分ですが、国の方では若者の人間力を高めるための国民宣言に

基づきまして、小・中だけでなく、大学も含めて考えていくというところがあります。その中で、インターンシップや職業ガイダンスがあります。県内全ての大学でも力を入れて良いはずで、これ以外にも独自の考えはもっているかと思います。従って、細かい部分はともかくとして国の趣旨を入れるということが大事かと思います。もう一つは、女性の雇用推進が進められてきている。

これを経営持続的に進める今、働きやすい環境づくりが大事である。

能力評価とともに、このあたりをちょっとでも企業と社会がもにつくっていく視点がないと職業能力を高めていくのは難しいと思う。そのあたりが入ると良いかなと思います。

(委員)

今の意見に関連してですが、女性の職場進出ということで、働く女性の育児休業や小中学生の学童保育とか、職業訓練にまつわる福祉的な要求が比較的あると思うが、情報がリンクしてこないところのところにアクセスすればその中に色んなものがすべて盛り込まれていて、広報活動として色んな分野、福祉分野からそういう部分からリンクしてくる部分が大いかなと思いますので、この課だけというのではなく他機関も取り得るかたちで女性の社会進出、ワークバランスの基本的なインフラ整備についても労働整備として良いかなと思う。

私が考える中で学生の方の就業意識の養成が大事だと思う。引きこもりの方の中でも、いろんな層がいると思われれます。恵まれない、働くことが切迫しているのに、働けないという方もおりますし、心の問題を抱えている方もいらっしゃる。県の方でも、古くから引きこもりの方の対策としてNPO法人ではありませんが、仲間づくりのためのグループがあるかと思います。県の答申の中にもニートの方の仲間づくりをしていくことも盛り込まれているかと思いますが、長年にわたって引きこもりと言われる子供たちが大事にされていることもありますし、働くことが引きこもりの子供たちの働く意識に、どの程度近いかわからないが、既に他方面で実施されている未就業の方の情報を取り組むかたちで、意識の養成ということを検討することが重要である。

私ども障害者の方の就業意識を養成するということ言えば、専門訓練校の先生方にお越しいただいて講師をお願いするのは、聞く立場としての違いが出てくると思いますので、能力開発校の先生がどんどん出張していただき現場の働く意識付けについて、現場の方に是非足を運んでいただき、学校の中だけで先生から聞いている話だけでなく、他の方々からのお話の方が、より意識が高まるのではないかと。

最後に話そうかと思ったのですが、国の方の計画の一番最後のところに広報周知活動のところ、労働組合、事業主団体、職能団体、NPO等の関係団体等に広く、協力を得つつ、効果的な周知、広報を行うよう努めることが書かれているが、現実的な方策について、ある程度の方針があれば情報についてどのように取り組んでいくか、PRして行くか、具体的な方策が取り込まれることによって最後の締めくくりはより良いかたちになっていくのではないかと思う。

(議長)

御意見、御質問ありますか。

(委員)

先ほど目玉のところでは若年者の関係のことで最後のところに推進目標が入っているが、目標を立てるといことはかなり厳しいと思うが、目標の中に目玉の若年者の能力開発推進とか、そのあたりの目標が入っているといいのかなと思います。

(高橋課長)

御質問に関してですが、国の方のインターンシップだとか、職業に対する大学生を含めて幅広い層の対応が書いてあるということですが、若年者といえますと年齢的に当然入っているわけでありまして。そういったことはできるだけ取り入れることによってカバーしたいと思います。

それから女性の労働問題もあわせて御提言いただいたわけでありまして、働きやすい環境作り、それは企業と社会がつくっていくものだとの先程の御提言どおりだと思います。

職業訓練ということに特化した場合、この計画を作るわけでありまして、その時にどんな表現にしていったらよいのかという、今ちょっと思い浮かばないわけですが、またちょっと関係のところと相談しながら、そういう表現が盛り込めるか検討したいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それから、働く女性のことは今おっしゃっていただいたのですけれど、小中学生の学童保育の問題を含めて、福祉的要素という部分をリンクさせて、取り組まなければいけないということですが、やはり労働、職業能力開発という点でそのあたりのことを、働く女性の一つの能力開発という点で取り組みを書き込めばよいのかと思います。今うまい言葉が思い浮かばないので、委員の御質問と同様に付け加えさせていただきたいと思います。

それから、若年者の意識の問題、引きこもりには経済的な背景もあります。専門分野の先生方もいらっしゃると思いますので、御論議いただいたわけでありまして、こうした分野も若年者の一つのポイントでありますので、単にニートとして片づけてしまっているのか、おっしゃるとおりでありますので、その表現も国の方の表現も参考にしながら、検討したいと思います。

周知広報についてであります。能力開発協会の職員の方々が出向いて行って、働くことの意義等を教えたかどうかの御提案がありました。現在、職業訓練指導員の方々が、いろんな取り組みをしています。出向いて行って指導していることもあります。今後、検討する余地があると思います。

推進目標についてですが、若者だけを捉えるのは難しいと思われるので、また、女性についてなどは、この目標に溶け込んでいるのかなとも思いますので、この目標でやっていきたい。この中で、また御報告をさせていただければいいのかなと思っております。

(委員)

今、若年者、それから高齢者、いろんな意見が出てますけれども、少子化と関連しまして、女性の就労カーブがですね、10代、20代それから30代、40代の前半ぐらいの一番就労カーブが高い訳ですね。そうしますと、女性についてはその辺に力点を置いて、何らかの職業訓練が必要じゃないかなと考えます。いざ職場復帰しようと思った時に、先程から話も出てますけれども、環境を整えてないと職場復帰もなかなかできませんし、そのための訓練が必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

(議長)

他に何かありますでしょうか。

(委員)

広報に関するのですが、今回の内容というのは、あまり細かい具体的なプランではないですが、例えば職業訓練ですとか、キャリア形成など、実際に企業にとってもそこにメリットがあると思います。実際に周知等をする際に、企業側に非常にメリットがあるということをアピールしていただきたいなと思います。そういう機会によって、先程もでした、就労機会や正社員として働く機会や雇用機会も出やすいんじゃないかと思います。

(委員)

資料の26ページの「技能の継承を円滑に進めるためには、引き継ぐべき技術・技能等を明らかにし」と書いてありますが、言い回しがあまり良くないのかなと、1回技術が途絶えてしまうと再生が不可能となってしまう、技術が途絶えてしまうと、ある程度衰退していつてしまう技術もあるかもしれないが、こういう場でいうべきことではないのかなと思いました。

(高橋課長)

今の国のプランは、26ページに書いてあるとおりでございますが、「措置を一体として講ずる必要がある」ということになりまして、何が大切なのか、何の技術、何の技能が必要なのか、ということを経査して、抽出して、日本を支えるためにどういうものを継承していかなければならないのか、こういうために明らかにしてという、もしかしたら委員からすると違和感があるかもしれませんが、そういうことじゃないかなと私達の方は理解しております。なんでもかんでも継承するというわけにはまいりませんので、産業構造の中で何が大切なのか、選んでいく技術、技能ということになると思います。

(議長)

議長ですけれども、委員として、前回も話をさせていただきましたけれども、今田委員が話したことに関係するんですけれども、最初に聞きましたように、今回の目玉があるのかと言ったら、第4の1の「若年者の職業能力開発の推進」が目玉の一つだということ

すが、乖離はありますが、9ページ、何々を促進しとか、実施するは良いんですが、「充実を図る」というふうにあるんですね。こういう文書というのは、具体的には書ききれないところもあるかもしれないんですけども、具体性に乏しいんですね。我々等がこういう資料を書きますと、どう図るのか、充実させるのか具体的に書けと言われるんですけども、これをもし目玉とするならば、さっきミスマッチの問題ありましたね。私の過去の経験から言わせてこんなことはいかかなものかなと、提案させていただきます。

私は10年ほど前にアメリカのオクラホマにちょっと仕事の関係で行っていたんですけど、アメリカには、最近日本にもそうなりましてけれども、いわゆるスーパーなどがございます。周りも何も無いものだから、そこに行って買い物をします。そうしますとですね、若い高校生が、男女関係無く、一生懸命働いてるんですね。何故、高校生が働いてるのか。始め学校も行かずにアルバイトをしているのかと思っておりましてですね、違うんですね。彼らは、州の政策ですかね、週末になるとみなさん働くんですね。土日。お金がないわけではないんです。それは、その州の政策かはわからないんですけども、彼らは若い時に労働の大切さ、お金をもらうもらうこと、稼ぐことを、高校生になりましたら経験させるんだそうです。もし、これは提案ですけども、なる程こういうことをやっているのかと。そうしますと彼らはですね、先程言いましたように、お金を稼ぐことの大切さ、生きた職業観、実際には生きた教育を受けることができるということなんです。もし可能であれば、ミスマッチの問題を山梨県の目玉とするならば、本県のなかなか普通高校は難しいかと思うんですけども、実業高校1校でもいいです。こういったことをおやりになったらどうでしょうかということなんです。即ちですね、今高校生はなかなかアルバイトするというのは、余程家の金銭的な必要がない限り、あるいは学校に隠れてやるというようなことが現状だと思うんですけども、その辺をきちっと県の一つの方針として、モデル校1校でも2校でもいいので、こういったことをおやりになったらいかがでしょうかという一つの提案です。そうすることによって、高校時代からいろんなことを学ぶことが重要じゃないかなと思わせて、一つの案として提案させていただきます。

(委員)

今の会長が意見をおっしゃったのは、インターンシップみたいなイメージでいらっしゃいますか。それとはちょっと違いますけれども、日本版デュアルシステムということで、県の農林高校で行われているものがございます。そういうのとまた別に。

(議長)

具体的には農林高校ではどんなふう。

(委員)

座学と実習を組み合わせで学習をしているという。ですから高校生がある時は学校で学び、ある時は事業主のところに行って働いている。それは1回20日間くらいの結構長い時間でやっているんですけども。

(議長)

20日間は私に言わせれば非常に短いです。最低1年です。

(委員)

でもそれは、週末にということでありますと57日間という、そういう感じ。100日くらいやるようなインターンシップを取り入れていくという、そういう御提案ですね。分かりました。

(委員)

そこまで長くないので。ちょっとこの国の方の第8次の計画案はキャッチフレーズがついているんですね。先程から、目玉ということがいろいろ出されておりますが、県の方でも何かキャッチフレーズのようなアピールする文言を入れるおつもりなのでしょうか。

(小田切総括課長補佐)

いいじゃないですか。是非入れていただきたいと思うのですが。今までは職業能力開発計画、こういうごく地味な形でございますけれども、国の方でも、付いておりますので、何か計画の中でうまいものが付けられたらありがたいなと思います。

(委員)

確かに、若年層の問題大きい社会テーマになりますから、それが支えになりますので、ここが目玉だろうと思いますけれども、全ての年齢、全ての人に、それぞれの方に価値ある社会になると思うんです、それがこれから職能というもの、そういうテーマを発展させていくいろんな問題なので、あらゆる人が技術、能力を出し合う社会作りというのがテーマなのかなと私はそれを期待したいと思って、一つの案として提案させていただきます。

(議長)

他にございますでしょうか。最後ですから、是非、こうして欲しいということがございましたら。是非、御意見いただきたいんですけれども。

小池委員よろしいですか。何か言いたそうなんですけれども。どうですか。

(委員)

職業っていうのは、すごくいっぱいあると思うんですけれども、その中で、さて仕事をやるうっていう時に何をやればいいのかっていうのがありまして、その時に、今の高校のそういうのはどうやっているのかわからないんですけれども、近くの親戚とかそういった人がどういうことをやっているのか、そういったこと、家の実家がこうやっているからこういう職業があるんだ、というくらいしかわからない。ポキャブラリーが、高校生や大学生は少ないと思うんですけれども、それで入ってみたら全然違う、自分の思ったものじ

やなかったということが実際あると思うんですけども、そういった時に、もっとこういう職業があるんだよということが、もっといっぱいわかればいいのかというの、選択肢はいっぱいあるんですけども、ボキャブラリーが少ないので、全然わからなかったということが。それで、京都にありますよね。

(委員)

私のしごと館。

(委員)

そうです。そういったものがもっと近くに、あるのかなっていう。

(委員)

あれは、京都しかないんです。・・・

(委員)

もっと身近なところにそういうのがあったり、就職の機会ではなくて選択の余地、就職するときに、いろんな職業を見ればいくなっていう、そういうのはあるとは思うんですけども、具体的なそういうのはあるんですかね。

(野村労政雇用課長)

小中学校の早い段階から、子供たちに望ましい職業観だったり調整するために、いくつかの進路を主体的に選択できるように、県ではキャリア教育推進事業を平成16年度からやってきています。教育委員会の協力を得まして、やってございまして、中身はですね、小学校低学年については、働いている方々の様子を見る、実際に従業員が働いている様子を見学することを主体にやっています。子供参観日と言われている事業ですが、16年度には8校191人が参加しています。昨年は5校で231人が参加をしていただきました。いろいろなところへ行ってございます。製造業が主ですが、新聞でも紹介をされたところ

です。また、もう一つは、それに仕事の体験を含める形で、これについては働いている方も意見交換を含めた形でもってやっています。これも、だいたい200人程度が毎年参加していただいております。これが、小中学生のところ。高校・大学につきましては、「ジョブカフェやまなし」を去年からやってございまして、その中でキャリアカウンセラーがいるんですが、この方々がキャンパス中央会という形で、こちらから高等学校、大学に出向きまして、みなさまの職業に関する悩みとか、それからセミナーを開催しまして、ついでは、個別のカウンセリングをするというような事業を、だいたい週一回くらいのペースで各学校を回りまして、年間40回程度。そういった事業を行わせていただいております。

(委員)

今のキャリアカウンセラーのお話で、インフラ整備というのがかなりよく出てくるところだと思うんですが、県の中でインフラ整備の中でも人材育成といいますか、キャリアカウンセラーの資格を進めていくということでは、既に労働行政の中で、県としてのキャリアカウンセラーの育成、あるいは整備については、盛り込まれていらっしゃるのでしょうか。

(野村労政雇用課長)

県としては、実はそういった制度はございませんで、民間がやられているカウンセリングに頼っているところです。

(高橋課長)

労政雇用課長から、そういうお話しがあったわけでございますけれども、私どもの施策といたしましては、職業能力開発推進者というのが企業の方にはあるわけございまして、若年者そういう高校生とかそういう方々ではございませんが、直接ではないかもしれませんが、企業の中では若年者の方々をフォローアップしながら、御自身の職業能力開発の推進をする推進者がございまして、取り組んでいるということでございます。そういった方々が、企業の中では若年者に対しまして、いろいろな活動を行っているというのが実態でございます。

(議長)

他にございますでしょうか。

それではですね、時間も経過してまいりましたので、この辺で議題1を終了させていただきたいと思っております。昨年6月から、本日を含め4回にわたり第8次山梨県職業能力開発計画について審議を行ってまいりましたが、本日の会議で概ね意見も集約され、基本的には計画案に対して賛同いただけたのではないかと考えております。そこで、今後につきましては、私の方で本日の御意見等を踏まえて必要な調整をさせていただいたうえ、後日、県に答申として提出することとさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(各委員からよろしいとのこと)、長い間本当にありがとうございました。

それでは、今後の計画策定までの進め方について、事務局から説明をお願いします。

(小田切総括課長補佐)

それでは、今後のスケジュールについて説明申し上げます。まず表の一番左の方にですね、国の計画の想定される流れが書いてございます。それを受けて、第8次の計画という形。それから、右の方には平成13年に策定しました第7次計画の策定状況が書いてあります。まず国の方なんですけれども、昨年度の3月までで、総括的議論が概ね終了しております。国の方の情報ですと、この連休明けにですね、職業能力開発促進法等の改正案等の審議、参議院から審議、そして、その間に都道府県への事前協議、こんな内容だけれど

どうですかという事前協議があります。衆議院への審議は6月に入る予定だそうでございます。上の方で見ますと、衆議院が終わった段階で諮問をして答申、そして下旬頃、都道府県へ正式な協議がありまして、それが終わって7月の上中旬頃官報による告示をすると、かなりスムーズに行ってこんな日程だという形で、非公式ですけども、伺っています。これを前提で今後の日程を想定しますと、こんな形になります。

まず、9日が今日審議会です。実は17日に県の主要な計画を決定します庁議というのがございます。県の計画は県民意見提出制度という、いわゆるパブリックコメントにかけることになっておりますので、庁議に最終的に答申を頂戴した段階で、その案を庁議にパブリックコメントとしてかけますよという形で協議をさせていただきます。それが通りましたらパブリックコメントは概ね1か月間ということになりますので、6月の中旬までパブリックコメントはかかります。

そして、パブリックコメントの結果を受けて必要な調整をした後、また、内部での決裁等の手続きを済ませて、7月の中旬頃に最終的な計画案の策定の協議というのが予定されます。相談になりますので、そのまますぐ決裁ということになりますので、7月の中旬頃公報による報告という流れになります。国の計画に基づくということで、国の方の計画が告示された後、県の方の公報をしてくださいというのが国の意向でございますので、そんなふうな日程に沿って今後進めてまいりたいと思いますけれども、是非よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。今事務局から今後の進め方、スケジュールについて説明がありました。御意見、御質問がございましたら。

(委員)

パブコメでは、どのような意見ができるか、今の段階ではわからないと思うんですけども、どの程度の修正なら可能だとお考えなんでしょうか。

(高橋課長)

ここにお集まりの先生方には2年間に渡りまして御審議をいただいております。各界を代表する方々に、出向いていただきまして、会長さんがおっしゃいますように、ほぼ議論は出尽くしたと、先生方の意見もほとんど出されたという御判断をされたように伺いました。そういう中で、一般県民のみならず、私ども審議会の事務局及び先生方が議論してきましたので、御意見ができるということは、一般的に考えにくいように思っております。

(議長)

そうですね、パブリックコメントで大幅に違うことを言ったら、この審議会もまた集まるということで再検討するとか、この審議会は何なんだということになりますから、ちょっとした文言の修正ということで、大幅な内容を変えるということはないと。あとは、意

見は聴いてもそこで修正することは基本的にはないと。

次にですね、まだ残りがございまして、議題の2のその他というところに移りますが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

無いようですので、それでは、委員の先生方に関しましては、2年間御苦労様でした。感謝改めて申し上げます。これから、山梨県の第8次策定、本県の益々の発展にも結びつけば、本会が有意義であったかなと感じております。是非、県の職員の方もいろいろ色々大変でしょうけれども、山梨県のために、御尽力して、若い人達が是非ここで働きたい、そういった職業観を植え付けていただきたいというふうにお願いします。委員のみなさま方本当にありがとうございました。2年間、御苦労様でした。

( 以 上 )